

辰野町子ども・子育て支援事業計画【第三期】の策定について

1. 計画策定の背景

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども子育て関連 3 法*1 が成立したことを受け、平成 27 年度から 5 年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年度から令和 6 年度までの第二期計画を策定し、各事業を計画的に推進してきました。

現行計画の終期が令和 6 年度であることから、令和 7 年度を始期とする第三期の計画策定に向けて、教育・保育のニーズ調査、現状と課題の把握等を行い、必要な事業量の推計、目標量の設定等を行い、地域の特性を反映した実効性のある計画を策定します。

*1 「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項*2 に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。第 6 次辰野町総合計画を上位計画とし、母子保健計画を兼ねます。

*2 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3. 計画期間

第三期として、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。必要に応じて内容を見直します。

第 1 期：平成 27 年度から令和元年度（5 年間）
第 2 期：令和 2 年度から令和 6 年度（5 年間）

4. 第 3 期計画策定に向けたスケジュール（予定）

R5	第 2 期子ども・子育て支援事業計画 ➤ 各種施策の展開による計画の推進	第 3 期子ども・子育て支援事業計画に向けて ➤ 子ども・子育て会議の開催 ➤ 関連法令、指針等の動向把握
R6	➤ 各種施策の展開による計画の推進 ➤ 第 2 期計画の評価と検証	➤ ニーズ調査の実施（6 月） ➤ 子ども・子育て会議の開催（5・10・2 月） ➤ 各種データや事業を反映した計画の作成 ➤ パブリックコメントの実施（1 月） ➤ 令和 7 年 3 月に次期計画書の印刷作成
R7		第 3 期子ども・子育て支援事業計画 ➤ 各種施策の展開による計画の推進

5. ニーズ調査

- 子ども・子育て支援事業計画に関する現状把握を行い、次期計画へ反映させるために必要な調査項目を検討します。
- 就学前児童及び就学児童の保護者を対象として、必要な調査項目が記載された調査票にて実施します。
- 次回の会議（5 月）にて、必要な調査項目等について検討します。

子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。